

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	ご意見の内容	本市の考え方	対応内訳	
妊娠期	1	<p>妊娠期における歯科健診及び健康教育は大切と認識している。多くの診療所では健診だけに終わり、歯周疾患の及ぼす胎児への影響、栄養や食品に関する知識まで具体的に提供されていない現実がある。産科、小児科と歯科は同じ認識を持ち指導が出来る体制づくりが必要。</p>	<p>本市では、各区役所において妊産婦健康相談を実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士等が妊娠中及び産後の健康づくり等の相談に対応するとともに歯科健診を併せて実施しております。さらに、区役所で受診できない方に対しては歯科受診票を交付し、本市の指定歯科医療機関で歯科健診を受診いただくよう勧奨しているところです。</p> <p>なお、診療所での歯科健診時の情報提供等については、熊本市歯科医師会と協力して妊婦歯科健診実施マニュアルを作成し、指定歯科医療機関に配布しているところですが更なる周知徹底を行い、健診時の歯科指導の充実を図ってまいります。</p> <p>(案p18、19)</p>	【対応2】 (既記載)
妊娠期	2	<p>妊婦歯科健診受診率が低下しており、子どもに関する歯科保健の情報が不足しているのではないかと。また、妊婦健診の際も、妊婦本人への歯科保健指導が中心となり、子どもについての情報提供は実施しているのか。</p>	<p>妊婦歯科健診受診率の向上にむけては、本市のホームページや産科へのポスター配布、妊婦健診3回目の受診券に「歯科健診のすすめ」の欄を設け、妊婦歯科健診の啓発を行うとともに、妊産婦健康相談時以外の時間帯における歯科健診についても実施しているところです。また、妊婦健診時における胎児の歯の形成や出産後の子どもの口腔ケア等についても説明等を行っているところであり、更なる充実を努めてまいります。</p> <p>(案p18、19)</p>	【対応2】 (既記載)

妊娠期	3	親子(母子)手帳に歯科のページが増えたことはとても素晴らしい。	親子(母子)健康手帳は妊娠、出産及び育児に関する様々な情報が記載されたものです。母子の健康記録を行うことで、保護者の気づきを促し、母子歯科保健の充実を図るため、子どもの口の中の状況を記録する欄や、むし歯予防に関する情報を充実したところです。今後も適宜見直しを行い、内容の充実に努めてまいります。	【対応5】 (その他)
乳幼児期	4	乳幼児期の関係機関・団体が取り組むための指針に、指導文言として、しっかり噛む事や「話をしないで食べる」等と記載されているが、他の箇所にある楽しく会話をしながら食事を楽しんでという内容と少し違うので、「口唇を閉じて食べる等」別の言い方にしたらどうか。	保育園・幼稚園においては、園児が、「しっかり噛むことが実践できる」ように、取り組んでおられるとともに保護者に対しても「しっかり噛むこと」の啓発等が行われています。(案p22)ご指摘をいただいた「話をしないで食べる」は、子どもたちが噛むことに集中することを重視する意味で書いております。食事や会話を楽しむなど(案p1)の意味とは異なりますのでご理解下さい。	【対応3】 (説明・理解)

乳幼児期	5	1歳6か月児のむし歯有病者率が高い現状があるが、出産後から、子どもの口のケアについて触れる機会が少ないのではないかと。例えば、産科で新生児時期の口のケアについての指導や妊産婦時期から情報提供を行う必要がある。	本市では、生まれてくる子どものむし歯予防の出発点として、妊婦が歯科健診を受け、出産までに歯科保健知識を得ることを目指し、妊産婦健康相談時を行い、妊婦自身と子どものむし歯予防のための歯科健診・歯科相談等を実施しているところです。 (案p18、19) また、子どもたちが健やかに成長するための情報提供の場として各区役所において開催している、パパママ教室の中でも、乳幼児のむし歯予防に関する情報の提供を行っております。また、一部の産科医療機関では、熊本市歯科医師会の協力のもと両親学級を実施するなど、情報提供が行われています。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、むし歯や歯肉炎等の予防に向け、口腔の健康づくりに関する情報提供を図ってまいります。	【対応2】 (既記載)
乳幼児期	6	食に関することや、卒乳に関すること、口腔機能に関することなどの情報を、地域の子育て支援を行っていく中で、歯科保健教育の機会を増加していくことを希望する。	地域の子育て支援に関する歯科保健教育については、現在、子育てサークル、子育て支援センター等や歯と口腔の健康づくりボランティアである8020推進員の方々等と連携のもとに、むし歯や歯肉炎予防、生活習慣についての情報発信等を行っており、更なる充実を図ってまいります。 (案p23) 乳幼児(区役所外)健康教育(案p13、表7) ・ H23年度 98件(1250組)	【対応3】 (説明・理解)

乳幼児期	7	1歳6か月児のむし歯保有率が高い原因は何か。全国平均の2倍近い数字は、食生活にでも問題があるのか。	本市では、妊娠期から乳幼児期にかけての様々な事業等を通じてむし歯予防に関する情報提供を行っているところです。ご指摘のとおり、1歳6か月児のむし歯有病者率は、国や県に比べ高い状況であり、その原因として、1歳6か月児健診時での問診の結果では、不規則な食生活や甘味飲料の摂取や保護者による歯磨きをしていない等が原因と考えております。このことを踏まえ、パパママ教室や育児教室では、乳幼児のむし歯予防等の情報提供を行っているところです。加えて今年度からは、1歳6か月児健診後のフォロー教室である「ピカピカカミカミ教室」の対象年齢を1歳6か月～2歳を満1歳～1歳5か月に引き下げむし歯予防教室としたところです。今後も、取り組みの充実に努めてまいります。	【対応3】 (説明・理解)
乳幼児期	8	1歳6か月児健診でのフッ素塗布は、全国ではほとんど実施しておらず、熊本独自の取り組みなのか。3歳児まで、2回フッ素塗布をする意味は何か。	フッ化物塗布は、少なくとも年2回実施することでむし歯を予防できるとされております。乳歯のむし歯予防の一つとして、政令指定都市※17市中13市が1歳から就学前までの子どもにフッ化物塗布を行っています。本市においても1歳6か月児健診での体験塗布を実施しており、3歳までの間に少なくとも2回以上のフッ化物塗布の利用を推奨しております。(案p23) ※ 政令指定都市のアンケート調査 20市中17市回答	【対応3】 (説明・理解)

学童期	9	<p>永久歯のむし歯予防は、小学生のときが一番大切。予防として効果が期待できるフッ化物洗口を是非進めて欲しい。それぞれの家庭で親が歯科医に連れて行くことができる。市内の小学校でのフッ化物洗口を強く希望する。(他5件)</p>	<p>本市では、保育所・幼稚園で実施されているフッ化物洗口の継続的な取り組みの重要性の観点や永久歯のむし歯予防のために小学校においてフッ化物洗口普及モデル事業を平成24年度から平成26年度までをモデル期間とし、希望するモデル校を募り、取り組んでいるところです。(案p28)</p> <p>口の健康づくりは個人で行うことは継続性が難しく、学校単位で実施することで多くの児童にその効果を得ることができると考えております。引き続き、関係機関・団体と協力し、実施校の拡大を図ってまいります。(案p27)</p>	【対応2】 (既記載)
学童期	10	<p>学童期では、健康教室実施校の増加を成果指標としているが、他の年代については、う蝕のないものの増加等も成果指標としている。学童期でも、う蝕のないものの増加等の指標も必要と思うが、健康教室の実施校の増加を成果指標としているのはなぜか。</p>	<p>健康教室実施校の増加の成果指標の理由については、記載のとおりです。(案p29)、学童期では、歯みがきの習慣等を身につけるとともに、規則正しい生活習慣の確立とむし歯や歯肉炎予防を目的とする健康教室を行う学校の増加を指標とすることで、むし歯や歯肉炎予防について、学童期の子どもたちが理解と促進を図ることができるものと考えております。</p>	【対応2】 (既記載)
成人期	11	<p>健康増進法において住民を対象とした歯周疾患検診を市町村に求めている。検診を実施することで、より課題が明確化される。成人歯周疾患検診の実施することを目標に速やかに検討願いたい。その実施にあたって、歯科保健推進協議会等で協議を行い、事業者、労働安全衛生機関や被用者保険の保険者等と連携し、周知方法や受診の促進方法等図られたい。</p>	<p>歯周疾患検診については、成人期の課題の一つとして「歯周病予防や歯の早期喪失の予防のため、生活習慣病発症時期と関係の深い成人期における歯周疾患検診等を充実することが必要」と考えております。(案p36、37)今後、他都市の状況等を把握しながら成人期の検診のあり方について検討を行ってまいります。</p>	【対応2】 (既記載)

高齢期	12	介護老人保健施設・介護老人福祉施設について口腔機能向上についての普及啓発に具体的な方策を示していただきたい。	口腔ケアの重要性等について、施設入所者やその家族、職員等関係者への出前講座や施設職員研修会の講師派遣等の周知に努めるとともに、歯科医師会をはじめとする関係機関等と連携を図ってまいります。	【対応2】 (既記載)
高齢期	13	訪問看護ステーションとの連携を深め、口腔リハ・治療を進めていくことが必要であり、支援を必要とする人を掘り起こすための記載がないため、具体的な内容として追加を希望する。	在宅要介護者の口腔ケアについてはQOLの向上の観点から大変重要であると考えており、介護保険サービスの利用にあたっては、ニーズに応じた提供ができるよう、関係機関・団体においては、口腔ケアの指導や口腔機能の問題に積極的に取り組むこととし(案p43)、行政においては、予防段階から地域包括支援センター等との連携による健康づくりの啓発や介護予防事業における口腔機能向上に向けた取り組みの推進に努めることとしているところです(案p44)。このような方針のもとに具体的な取り組みについては、関係機関・団体と連携のもと、実施してまいります。	【対応2】 (既記載)

高齢期	14	介護予防事業について、現在一次・二次予防事業が行われているが、情報が浸透していない。普及啓発のより具体的な方策の検討をお願いしたい。	本市では、これまで介護予防に関するパンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施状況を記録する介護予防手帳の配布、介護予防や認知症に関する講演会等の開催など介護予防に資する基本的な知識の普及啓発に努めています。介護予防事業は、全ての高齢者を対象に研修会やパンフレットを配布行い普及啓発に努めているところです。介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な高齢者を対象に2次予防事業を実施しており、地域の高齢者サロン等において2次予防事業の対象者を確認する質問票の記入を行うことで、事業の周知を図ってきたところです。引き続き介護予防事業の普及啓発に努めてまいります。(案p32)	【対応3】 (説明・理解)
全体	15	本計画の現状分析について、効率的かつ効果的に行うためにも、医療費等の現状についても明らかにすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、本市の医療費の状況及び政令指定都市との比較について医療費上位8位の表を掲載いたします。(案p6に掲載)	【対応1】 (補足修正)
全体	16	成果指標の目標「う蝕」の注釈と目標項目中「咀嚼良好者」の語の読みと意味の注釈の必要あり。	ご指摘を踏まえ、「咀嚼良好者」はフリガナを記載するとともに注釈で語句の説明を行います。(案p36) また、「う蝕」については、「むし歯」に変更いたします。(案p24)	【対応1】 (補足修正)
全体	17	現状と課題のまとめ方がわかりにくい。現状は課題でありその解決のための取り組みとつながるわけだから、つながりの見える記載方法にした方がよい。	現状については、各ライフステージにおける本市の歯科保健に関わる健診データ等について、表やグラフを交えてわかりやすく記載することとし、これらの現状を踏まえ、改善すべき事項や問題点等を課題として整理し記載しておりますのでご理解下さい。	【対応3】 (説明・理解)

全体	18	第3章をまとめたものはないのか。例えば、現状・課題・目標のまとめ、もしくは成果指標の一覧など。	第3章冒頭に施策の体系図を記載しています。(案p16) 成果指標の一覧につきましては、第3章(案p53)に掲載いたします。	【対応1】 (補足修正)
全体	19	熊本県において第3次歯科保健医療計画を策定することとしているが、本計画の策定にあたって勘案しているのか。	計画の策定にあたっては、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、市は県と連携に努めることとされており、県の第3次歯科保健医療計画の趣旨等を踏まえるとともに、成果指標においても「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の増加」等勘案して作成しております。	【対応3】 (説明・理解)
全体	20	各種歯科健診データを、なぜ区ごとに掲載したのか。	現在、区役所を拠点とした歯科保健活動を行っていることから、全市の状況と区ごとの状況を掲載したところです。今後、計画を進めていく上で、各区での健康課題を分析しながら対応策等を検討してまいります。	【対応3】 (説明・理解)
全体	21	フッ素についての記載が多く、規則正しい食生活やかむことの大切さなど、食育との連携についてあまり記載がないのが気になる。	国では、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、昨年7月、同法に基づき歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定め、その中で、むし歯予防に効果があるとされるフッ化物の利用を掲げており、このことを踏まえ、本計画では、フッ化物の利用の推進を掲げているところです。 また、食育との連携については、例えば、学童期における「一口30回噛むことを目標とした噛ミング30(カミングサンマル)」の普及啓発等(案p28)その他ライフステージにおいても噛むことの大切さ等を今後も周知に努めてまいります。	【対応3】 (説明・理解)